

# 岸和田商工会議所「所報」チラシ同封サービス運用規定

- このサービスは、岸和田商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。よって岸和田商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。
- このサービスは、岸和田商工会議所「所報」付録として、会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
  - 公序良俗に反しないこと。
  - 関係法規を違反しないこと。
  - 誤解を与える恐れがないこと。
  - 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
  - その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
- 前条に反する、あるいはその他の理由により、当所が不相当と認める場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
- 書類が同封される岸和田商工会議所「所報」は、毎月10日の発行予定とする。ただし、諸般の事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込みを受けかねる場合がある。
- チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、岸和田商工会議所は一切の責任を負わない。
- チラシ同封料金については、岸和田商工会議所が定める料金体系とする。
- 岸和田商工会議所「所報」に同封する書類は、原則として、A4判またはB5判のチラシとし、A3判またはB4判等の場合は、会員事業所各自で当該書類をA4判の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品すること。
- 岸和田商工会議所「所報」に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数（2,100部）を用意し、発刊月の前月末日までに、岸和田商工会議所に納品し（残部は、返却しない）、同時に、チラシ同封料金を現金にて支払う。
- この運用規定に同意した場合、下記の申込書に必要事項を記入し、事前にチラシのサンプルとともに岸和田商工会議所所報担当へ提出すること。

## 岸和田商工会議所「所報」チラシ同封サービス申込書（同意書）

令和 年 月 日

|        |  |       |  |
|--------|--|-------|--|
| 会社名    |  |       |  |
| 代表者名   | 印  | 担当者名  |  |
| 電話     |  | F A X |  |
| 希望の発行月 | チラシサイズ：B5・A4・B4二つ折り・A3二つ折り（何れかに○印）<br>令和 年 月号<br>チラシ枚数 _____ 枚 |       |  |

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、本サービスの実態調査・分析のために利用することがあります。